

単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する土地改良区の指導要領の
制定について

令和 3 年 12 月 20 日 3 農振第 2008 号
令和 6 年 1 月 15 日 5 農振第 2301 号
最終改正 令和 7 年 4 月 2 日 6 農振第 3070 号

農林水産省農村振興局長から	各地方農政局長	} あて
	内閣府沖縄総合事務局長	
	北海道知事	
	全国土地改良事業団体連合会会長	

(別添)

**単式簿記方式を継続して貸借対照表を作成する
土地改良区の指導要領**

第 1 総則

1 目的及び適用範囲

土地改良区会計基準の制定について(平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2938 号農林水産省農村振興局長通知) 別添の土地改良区会計基準(以下「会計基準」という。) 附則第 2 項の規定に基づき、当分の間、単式簿記方式の会計処理を継続して貸借対照表を作成する土地改良区(以下、「土地改良区」という。)の会計処理については、会計基準によるほか、この指導要領の定めるところによるものとする。

2 対象土地改良区

会計基準附則第 2 項の規定に基づく土地改良区は、次のいずれかに該当するもので、土地改良区運営基盤強化協議会(連携管理保全事業の運用について(令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 3019 号農林水産省農村振興局長通知) 第 2 に定める土地改良区運営基盤強化協議会をいう。以下同じ。)が同通知第 6 の 3 ②イにより選定した土地改良区とする。

- ① 土地改良区の業務用パソコンがない場合
- ② 会計事務を電算処理していない場合(表計算ソフトを使用している場合、表の作成や合計値の計算程度の活用を含む。)
- ③ 職員不在等の場合(専任職員又は兼任職員が 2 名以下の場合をいう。)
- ④ 土地改良区の毎年度の決算規模がおおむね 500 万円未満の場合
- ⑤ その他、①から④までの要件に相当する特別な事情がある場合

3 土地改良区の会計処理についての会計基準の特例

土地改良区については、会計基準の規定に従うことを原則とするが、それによることが困難な特段の事情があるときは、以下のとおり取り扱うことができる。

- (1) 特別会計を設けた土地改良区では、会計基準第1の4の(2)の規定にかかわらず、貸借対照表については一般会計と特別会計を合わせたもの（会計間において生ずる内部貸借取引の残高及び内部取引高について相殺消去されたもの）のみとすることができ、収支予算書及び収支決算書については、総括表を作成しないことができる。
- (2) 正味財産増減計算書については、会計基準第3の規定にかかわらず、作成しないことができる。この場合、あらかじめ総（代）会の議決を経るものとする。
- (3) 収支予算書及び収支決算書で使用する科目は、款及び項については会計基準別表第1によるものとし、目及び節については、会計基準第1の5の規定にかかわらず、土地改良区が現に使用している説明種目とすることができる。使用する様式についてもこれに準ずるものとする。

第2 会計細則

土地改良区は、総則、予算事務、収入支出事務、帳簿組織、決算事務、帳簿記帳上の注意事項、固定資産会計事務、物品会計事務に関する事項並びに財務状況の公表については、別添の会計細則例に準拠して、会計細則に定めるものとする。

第3 会計帳簿

1 主要簿

土地改良区は、次の主要簿を備え、全ての取引を記帳しなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 収入整理簿
- (3) 支出整理簿

2 補助簿

土地改良区は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- (1) 賦課金台帳
- (2) 賦課金徴収原簿
- (3) 夫役現品台帳
- (4) 夫役現品徴収原簿
- (5) 補助金（交付金及び助成金）台帳
- (6) 受託金台帳
- (7) その他未収金台帳
- (8) 未払金台帳

- (9) 小口現金出納帳
- (10) 工事総括簿
- (11) 請負工事簿
- (12) 直営工事簿
- (13) 事業用地買収補償簿
- (14) 工事用資材受払簿
- (15) 労務者出役簿
- (16) 土地改良施設台帳
- (17) 固定資産台帳
- (18) 区債及び借入金台帳
- (19) その他資産負債台帳
- (20) 備品台帳
- (21) 消耗品受払簿
- (22) 積立金台帳
- (23) 退職給与金要支給額台帳

3 会計帳簿

土地改良区の会計帳簿は、現に使用している様式とすることができる。ただし、小口現金出納帳、土地改良施設台帳及び固定資産台帳については、土地改良区の会計細則例の制定について（平成 31 年 2 月 14 日付け 30 農振第 2939 号農林水産省農村振興局長通知）別添の会計細則例（複式簿記方式）に準じて定めるものとする。

第4 書類の保存

土地改良区は、会計帳簿（主要簿及び補助簿）及び会計基準第 1 の 1 で定める財務諸表等をその最終記入日又はその最終作成日の属する年度の翌年度から 10 年以上保存しなければならない。

第5 その他

単式簿記方式の場合、会計年度終了後 2 ヶ月間の出納整理期間があり、財産目録及び貸借対照表の作成に当たっては、これを踏まえてこれらの金額を一致させるものとする。なお、貸借対照表の作成基準日は事業年度末日を指すため、貸借対照表の日付は 3 月 31 日とする。

(別添)

会計細則例

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(会計主任等)

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。

- 2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。
- 3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 ○○は、金融機関に対する届出印を保管する。

[備考]

本条第4項の○○は、預金通帳を保管する者とは別の者を充てることとし、

- ① 職員が複数名在籍している土地改良区にあっては会計主任以外の職員又は理事
- ② 会計主任以外の職員が在籍していない土地改良区又は職員が在籍していない土地改良区にあっては理事

とする。

(会計帳簿等の管理)

第3条 現金、預金通帳、金融機関に対する届出印、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) ○○事業特別会計

[備考]

- 1 一般会計のみの場合、本条を削除する。
- 2 会計基準第1の4の(1)のただし書に該当する事業(小水力発電事業等)を実施している場合にあっては、特別会計を設けること。

(区分経理)

第5条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。

[備考]

第4条において特別会計を設定している場合は、次の項を追加すること。

2 特別会計は、一般会計と明瞭に区分して経理をしなければならない。

(帳簿等の保存及び処分)

第6条 会計に関する帳簿及び伝票並びに固定資産及び物品に関する帳簿（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から10年以上としなければならない。

2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

(借入書類の写しの保存)

第7条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した書類（申込書、同添付書類、借用証書及び念書等）は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。

(本細則に定めのない事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、会計担当理事の承認を得て処理するものとする。

第2章 予 算 事 務

(財務諸表等科目、様式及び予算執行等)

第9条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書及び収支決算書並びに財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列並びに内容については、別添1による。ただし、正味財産増減計算書については、作成をしないことができる。

2 本条第1項の様式は会計基準別表第2による。

3 事業報告書、会計主要簿及び補助簿の様式は、別添2による。

4 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。

5 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。

(1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用

(2) 科目中、説明種目の新設若しくは廃止又は説明種目相互間の予算流用

(3) 予備費の充用

〔備考〕

1 本条第1項の財務諸表等の科目は、会計基準別表第1に準じて定めるものとし、事業の種類、規模に応じて、追加又は省略することができる。

なお、収支予算書及び収支決算書の科目については、目・節に替えて款・項に

次ぐ説明種目を設けることができる。

- 2 本条第3項の事業報告書、会計主要簿及び補助簿の様式は、土地改良区の実情に応じて、使用又は適宜修正して用いることができる。
- 3 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、第1項中「正味財産増減計算書」を削除すること。

(収支予算書)

第10条 収支予算書は、一般会計、特別会計ともに、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。

[備考]

特別会計を設置しない場合は、「一般会計、特別会計ともに、」を削除すること。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第11条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

第3章 収入支出事務

(出納の分類)

第12条 土地改良区の出納は、収支計算に影響を及ぼす出納（以下「収支計算出納」という。）と収支計算に影響を及ぼさない出納（以下「収支計算外出納」という。）に分けるものとする。

(必要書類)

第13条 収支計算出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 収入命令書又は支出命令書
- (2) 入金伝票又は出金伝票
- (3) 証拠書類

2 収支計算外出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 入金伝票又は出金伝票
- (2) 証拠書類

[備考]

伝票制度を採用しない場合には、本条を次のように改めること。

第13条 この土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 収入命令書又は支出命令書
- (2) 証拠書類

(収入命令書)

第 14 条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。

2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号（年度別の一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 収入科目（款、項及び説明種目）
- (4) 収入の金額及び事由
- (5) 納入者の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

（賦課金等の徴収）

第 15 条 土地改良区は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による賦課金、夫役若しくは現品、過怠金又は延滞利息をその組合員に対して賦課徴収するには、賦課通知書を交付するものとする。

2 土地改良区は、加入金、決済金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徴収するには、納入告知書を交付するものとする。

〔備考〕

准組合員から賦課金等を徴収する場合は、第 1 項の「その組合員」を「その組合員及び准組合員」とすること。

（賦課金等の手続）

第 16 条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 発行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。
- (2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。
- (3) 発行区分ごとの賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

（入金伝票）

第 17 条 入金は、収支計算出納及び収支計算外出納ともに原則として入金 1 件ごとに 1 枚の入金伝票を起票する。

2 入金伝票には、第 14 条第 2 項に規定する事項を記載しなければならない。

3 第 1 項の場合において、収支計算外出納による入金であるときは、その入金伝票に「収支外」と赤記する。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条を削除すること。

(賦課金等の領収)

第 18 条 土地改良区は、賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押して納入者に交付しなければならない。

(領収証交付後の手続)

第 19 条 前条の規定により領収証を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 賦課通知書又は納入告知書の原符に領収年月日を記入すること。
- (2) 徴収済額、徴収未済額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。
- (3) 発行区分ごとの徴収済額、徴収未済額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

(証拠書類)

第 20 条 賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収し、又は納入告知書により金銭を領収したときは、当該領収に係る領収済通知書を証拠書類として保存しなければならない。

- 2 賦課通知書又は納入告知書によらない区債、借入金又は補助金等の金銭を領収したときは、その領収金額の算出基礎を証明するに足りる証拠書類を徴収し、又は作成してこれを保存しなければならない。

(領収証の発行)

第 21 条 第 18 条に定める金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

- 2 口座振込又は口座振替の方法により収入した場合は、領収証を発行しないことができる。

(賦課通知書等によらない領収)

第 22 条 賦課通知書又は納入告知書によらない区債又は借入金による金銭を収入したときは、区債及び借入金台帳に必要な事項を記載しなければならない。

(支出命令書)

第 23 条 土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。

- 2 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号（年度別一連番号）
- (2) 所属年度

- (3) 支出科目（款、項及び説明種目）
- (4) 支出の金額及び事由
- (5) 債主の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

（出金伝票）

第24条 出金は、収支計算出納及び収支計算外出納ともに原則として出金1件ごとに1枚の出金伝票を起票する。

- 2 出金伝票には、前条第2項に規定する事項を記載しなければならない。
- 3 第1項の場合において、収支計算外出納による出金であるときは、その出金伝票に「収支外」と赤記する。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条を削除すること。

（支払方法）

第25条 金銭の支払方法は、原則として口座振込、口座振替又は小切手によるものとする。ただし、役職員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。

- 2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任が行い、小切手の署名及び捺印は、理事長が行う。

（立会い）

第26条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計担当理事又はその指名する者が立会いのうえ支払わなければならない。

- (1) 1件の支払金額〇円以上のもの
ただし、口座振替の方法により支払う場合は、この限りでない。
- (2) 理事会で定めたもの

（領収証の徴収等）

第27条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。

- (1) 特別な事情により領収証を徴することができないときは、当該支出命令書に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。
- (2) 口座振込又は口座振替の方法により支出した場合で1件の支払金額が〇円以下のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの領収証の徴収をしなくともよい。

(領収証の不受理)

第 28 条 次の各号の一に該当する領収証は、受領してはならない。

- (1) 請求書の内容と一致しないもの
- (2) 鉛筆等消去可能なもので記載してあるもの
- (3) 金額を訂正してあるもの
- (4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの
- (5) 領収印が他人の代印であって本人の委任状がないもの
- (6) 領収した日付の記載がないもの

(概算払)

第 29 条 旅費及び経費の性質上概算をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で理事長が承認したものは、概算払をすることができる。

(前金払)

第 30 条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 土地若しくは家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (2) 前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、前金をもって支払をしなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの

(小口現金)

第 31 条 会計主任は、緊急やむを得ず支払を要する少額の経費の支払に充てるため、小口現金をおくことができる。

- 2 小口現金の保有限度額は、〇万円以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。
- 3 会計主任は小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納帳の出納の都度、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならない。

(過誤払の戻入れ、過誤納の戻出し)

第 32 条 支出の誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡し又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入れしなければならない。

- 2 誤納又は過納となった金額を払戻すときは、支出の手続の例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。

(金融口座への振込)

第 33 条 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項を記載

した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

- (1) 番号（年度別の一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 振出し元の口座名、口座番号及び振出し金額
- (4) 振込先の口座名、口座番号及び振込金額
- (5) 振込事由
- (6) その他必要と認める事項

(残高の照合)

第 34 条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を金銭出納簿と照合しなければならない。

- 2 会計主任は、毎月末において、現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。
- 3 会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。
- 4 会計主任は、毎月末の現預金残高と金銭出納簿の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。

(農業基盤整備資金の貸付受入金)

第 35 条 農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類（請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等）の原本及び写し（原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの）を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

- 2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第 23 条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

(金融機関との取引)

第 36 条 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。ただし、土地改良法第 21 条の規定に基づく場合にあっては、監事名をもって行う。

- 2 銀行その他の金融機関との取引を開始若しくは廃止し又は口座の開設若しくは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。
- 3 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

(証拠書類の整理方法)

第 37 条 収入又は支出に関する証拠書類は、1 年分をまとめて予算編成の款、項及び説明種目の順序に区分して編てつし、各区分ごとに集計表を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編てつするため当該科目に編

てつすることができないときは、その写しを作成し、これを編てつしなければならない。この場合には、写しに原本の編てつの科目を記載しなければならない。

3 第1項の集計表には、次の事項を記入しなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 収入科目又は支出科目（款、項及び説明種目）
- (3) 枚数
- (4) 金額

4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支決算書に計上する款、項及び説明種目の金額に一致しなければならない。

5 入金伝票又は出金伝票は、発行の日付順に編てつし、金銭出納簿の記載の順序と一致しなければならない。

6 入金伝票又は出金伝票は、当該年度ごとに袋とじとし、そのとじ目には、会計担当理事及び会計主任が押印し、その表紙に、所属年度、書類名及び土地改良区名を記載しなければならない。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条中第5項及び第6項を削除すること。

第4章 帳 簿 組 織

（会計主要簿）

第38条 会計主要簿は、次の帳簿とする。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 収入整理簿（以下「収入簿」という。）
- (3) 支出整理簿（以下「支出簿」という。）

2 会計主要簿は、会計年度ごとに更新しなければならない。

（金銭出納簿の記載方法）

第39条 金銭出納簿は、収支計算出納又は収支計算外出納ともに全て入金伝票又は出金伝票により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 金銭出納簿には、次の事項を記載する。

- (1) 取扱年月日
- (2) 入金伝票又は出金伝票の番号
- (3) 収入科目又は支出科目（款、項及び説明種目）
- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳（現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別）
- (7) 収入又は支出の内容

3 第1項の入金伝票又は出金伝票が収支計算外出納であるときは、前項第2号の記

載事項に代えて「収支外」と赤記するものとする。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条中第1項を「金銭出納簿は、収入命令書又は支出命令書により取扱日付順に転記しなければならない。」に改め、第2項第2号を「収入命令書又は支出命令書の番号」に改め、第3項を削除すること。

（収入簿及び支出簿の記載方法）

第40条 収入簿及び支出簿は、予算編成の款、項及び説明種目の順に口座を設けなければならない。

2 収入簿は、入金伝票により、支出簿は、出金伝票により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。ただし、収支計算外出納については、この限りでない。

3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。

- （1）記入年月日
- （2）入金伝票又は出金伝票の番号
- （3）内容
- （4）予算額
- （5）収入又は支出済の金額及び累計
- （6）予算残高

4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄に赤記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合、本条中第2項を「収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、それぞれ当該款、項及び説明種目の口座に転記するものとする。」に改め、第3項第2号を「収入命令書又は支出命令書の番号」に改めること。

（補助簿）

第41条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かななければならない。

- （1）賦課金台帳
- （2）賦課金徴収原簿
- （3）夫役現品台帳
- （4）夫役現品徴収原簿
- （5）補助金台帳
- （6）受託金台帳

- (7) その他未収金台帳
- (8) 未払金台帳
- (9) 小口現金出納帳
- (10) 工事総括簿
- (11) 請負工事簿
- (12) 直営工事簿
- (13) 事業用地買収補償簿
- (14) 工事用資材受払簿
- (15) 労務者出役簿
- (16) 土地改良施設台帳
- (17) 固定資産台帳
- (18) 区債及び借入金台帳
- (19) その他資産負債台帳
- (20) 備品台帳
- (21) 消耗品受払簿
- (22) 積立金台帳
- (23) 退職給与金要支給額台帳

〔備考〕

- 第1項の各号については、実態に即して選択すること。
- 2 会計補助簿は、各会計年度を通じて継続使用して差支えない。
 - 3 賦課金台帳及び夫役現品台帳は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分ごとに詳細に記載する。
 - 4 賦課金徴収原簿及び夫役現品徴収原簿は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。
 - 5 補助金台帳は、補助金の交付単位ごとに、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - 6 受託金台帳は、受託業務ごとに、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - 7 その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。
 - 8 未払金台帳は、委託業務の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。
 - 9 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。
 - 10 工事総括簿、請負工事簿及び直営工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。
 - 11 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。
 - 12 工事用資材受払簿は、工事用資材の受払を工種別かつ品目別に詳細に記載する。

- 13 労務者出役簿は、個人別に出役日数、歩掛、日給額等を詳細に記載する。
- 14 土地改良施設台帳は、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額等を詳細に記載する。
- 15 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されていない土地、建物、機械等について取得価額等を詳細に記載する。
- 16 区債及び借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件ごとに詳細に記載する。
- 17 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳並びに区債及び借入金台帳に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。
- 18 備品台帳は、品目ごとに、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。
- 19 消耗品受払簿は、消耗品の受払を品目別に詳細に記載する。
- 20 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。
- 21 退職給与金要支給額台帳は、対象職員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
- 22 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。

〔備考〕

第3項から第21項については、実態に即して選択すること。

（会計伝票の種類及び様式）

第42条 会計伝票の種類及び様式については、別添2に定めるところによる。

（記帳）

第43条 金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、全て収入命令書及び支出命令書に基づいて遅滞なく記帳しなければならない。

2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

（帳簿間の照合）

第44条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額、支出簿の支出済額の月計について、金銭出納簿の入金月計、出金月計と照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

（出納整理期間中の処理）

第45条 出納整理期間中において、前会計年度末までの収入命令書又は支出命令書により生じた収入又は支出を経理したときは、その会計年度分の収入又は支出としなければならない。

2 前項の収入又は支出は、その会計年度の帳簿に引き続いて記載し、記帳の日付は、収入又は支出を取り扱った日とする。

第5章 決 算 事 務

(貸借対照表等の提出)

第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、出納の閉鎖後3ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

[備考]

正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、「正味財産増減計算書」を削除すること。

(決算前の検算等)

第47条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、入金伝票及び出金伝票と金銭出納簿、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

[備考]

- 1 伝票制度を採用しない場合は、「入金伝票及び出金伝票と」を「収入命令書及び支出命令書と」に改める。
- 2 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、「正味財産増減計算書」を削除すること。

(有価証券の評価)

第48条 満期まで所有する意図をもって保有する有価証券（以下「満期保有目的の債券」という。）の評価額は、原則としてその取得価額とする。なお、満期保有目的の債券の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価額とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価額は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

(収支決算書の作成)

第49条 会計担当理事は、第47条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして金銭出納簿、収入簿及び支出簿の各口座を締切らせ、収入簿及び支出簿の各款、項及び説明種目の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第 50 条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。

3 第 1 項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債及び借入金を除いた債務については、相手先別にその金額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算における留意事項)

第 51 条 年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。

(1) 未収金及び未払金の計算

(2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認

(3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認

(4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認

(事業報告書)

第 52 条 規約第 42 条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 地区及び組合員の状況

(2) 事業の状況

(3) 事務の経過

(4) 経理の状況

第 6 章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第 53 条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ (,) をつける。

2 次頁に繰越すときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「次葉へ繰越」と書き、次頁最初の行の摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。

3 金銭出納簿、収入簿及び支出簿は、1 行に 1 件 (伝票 1 枚) を記入する。

[備考]

伝票制度を採用しない場合には、本条第 3 項中「(伝票 1 枚)」を削除すること。

(収入命令日等)

第 54 条 収入命令書及び支出命令書は、原則として相手先に請求する日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとし、入金伝票又は出金伝票は相手方から入金があった日又は相手方に出金する日をもって作成するものとする。

- 2 収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票を作成しなければならない。
- 3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。
- 4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

〔備考〕

伝票制度を採用しない場合には、本条第1項を次のように改めること。

「収入命令書及び支出命令書は、原則として相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。」

また、第2項及び第3項中、「収入命令書、支出命令書、入金伝票又は出金伝票」を「収入命令書又は支出命令書」に改めること。

（誤記訂正等）

- 第55条** 誤記を取り消す場合又は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線（黒）を画いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。
- 2 主要簿又は補助簿の行全部を取り消すときは、その行の中央に取消線（黒）を画き、その上に「空白」と赤記し、頁の全行を取り消すときは、「廃頁」と赤記する。
 - 3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記帳したときは、前項に準じて空白部分に取消線を画き、これを抹消する。
 - 4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、摘要欄又は附記欄に「○年○月○日分追記」と赤記する。

（責任者印）

- 第56条** 前2条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。
- 2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。

第7章 固定資産会計事務

（固定資産の範囲）

第 57 条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 10 万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。

（1）基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、土地改良施設更新積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

（2）特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済金積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、附帯事業施設等

（3）その他固定資産

土地、建物、建設仮勘定、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出資金、差入保証金等

〔備考〕

会計基準別表第 1 に準拠し、土地改良区の実態に即して規定すること。

（評価額等）

第 58 条 固定資産の評価額は、次の各号による。

（1）造成によるものは、取得価額

（2）譲与によるものは、取得価額

（3）購入に係るものは、購入価額に附帯費用を加算した金額

（4）交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額

（5）贈与によるものは、評価額

（6）積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。

3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

（固定資産の管理）

第 59 条 会計主任は、固定資産台帳により、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うとともに、その異動に関し必要事項を、その都度、会計担当理事に報告しなければならない。

2 固定資産が毀損又は滅失した場合は、直ちに会計担当理事に報告し、その指示を受けなければならない。

（現状調査）

第 60 条 会計主任は、毎会計年度 1 回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、要修理の如何につき報告書を作成してこれを会計担当

理事に提出しなければならない。

(固定資産の減損)

第 61 条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修繕)

第 62 条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第 8 章 物品会計事務

(物品の範囲)

第 63 条 物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が 1 年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1 件又は 1 組の取得価額が 3 万円以上 10 万円未満のもの
- (2) 消耗品 固定資産と備品に該当しないもの

(物品の管理)

第 64 条 物品の管理については、備品台帳及び消耗品受払簿により記録を行うものとし、第 60 条の規定を準用する。

(物品の処分)

第 65 条 物品（消耗品を除く。）を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。

(実地棚卸し)

第 66 条 会計主任は、物品について定期的に実地棚卸しを行わなければならない。

第 9 章 補 則

(財務状況の公表)

第 67 条 規約第 47 条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表

- (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 収支決算書
 - (5) 財産目録
 - (6) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面
- 2 前項の公表は、毎年度〇月〇日までに行うものとする。
 - 3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を 10 日間公告するものとする。
 - 4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。

〔備考〕

- 1 第 2 項の公表時期は、決算関係書類の理事長への提出時期（第 46 条）及び監事の監査に必要な期間（本条第 4 項）を踏まえて決定することとする。
- 2 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、第 1 項中「正味財産増減計算書」を削除すること。

附 則

この会計細則は、 年 月 日から施行する。

別添 1

財務諸表等で使用する科目

- 1. 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の科目
会計基準別表第 1 による。
(注) 正味財産増減計算書を作成しないこととする場合は、「正味財産増減計算書」を削除する。
- 2. 収支予算書及び収支決算書の科目
款及び項については会計基準別表第 1 によることとし、目・節に替えて説明種目を設けることとし、次表によることとする。
(注) 説明種目については、現在使用中のものを規定する。

別添 2

財務諸表等、事業報告書及び会計帳簿で使用する様式

- 1 財務諸表等の様式
会計基準別表第 2 による。ただし、収支予算書及び収支決算書については、目・節に替えて説明種目によることとする。
(注) 説明種目については、現在使用中のものを規定する。

2 事業報告書の様式

〔略〕（注）

（注）現在使用中の様式を規定する。

3 会計帳簿の様式

〔略〕（注）

（注）現在使用中の様式を規定する。ただし、小口現金出納帳、土地改良施設台帳及び固定資産台帳については、会計細則例（複式簿記方式）に準拠して定める。